

第 4857 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2013年)平成25年 11月 19日 火曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ ふるさと納税

Q：ふるさと納税をすると謝礼品がもらえるところがあるそうですが、この謝礼品は、どのような取扱いになるのですか？

A：一時所得に該当します。

【解説】

ふるさと納税とは、個人が地方公共団体に寄附をすることをいい、所得税では一定の金額が所得控除の対象になり、また住民税では、一定の金額が税額控除の対象になるという制度です。

ところで、ふるさと納税の寄附をした場合に、寄附の謝礼として市町村から特産物がいただけることがあるようです。

この特産品の謝礼に係る経済的利益は、一時所得として所得税の対象になります。

一時所得の金額は、次のようになります。

一時所得＝(その年中の一時所得に係る総収入金額(A))－(収入を得るために支出した金額の合計額(B))－50万円

※1. その収入を生じた行為をするため、又はその収入を生じた原因の発生に伴い直接要した金額に限られます。

※2. AからBを控除した残額が50万円に満たない場合には、その残額になります。

なお、その年中に他に一時所得に該当するものがないときは、50万円までであれば課税関係は生じません。

